

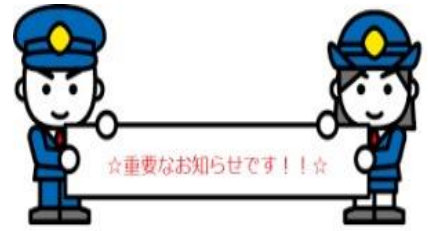
=消防様似支署からのお知らせ=

火災予防条例が改正されました！

平成31年
4月1日開始

重大な消防法令違反の建物を公表する

「違反対象物の公表制度」が始まります



1 違反対象物公表制度とは

消防法令違反のある建物について、違反の内容を利用者などへ公表することにより、利用者などの防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図るとともに、建物の所有者などによる防火管理体制の確立を促す制度です。

2 対象となる建物用途

飲食店・物品販売店・ホテル・旅館など不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設など自力で避難することが困難な方が利用する建物が対象となります。



3 公表の対象となる違反内容

建物に義務付けられた消防用設備（屋内消火栓設備・スプリンクラー設備又は自動火災報知設備）が設置されていない重大な消防法令違反です。

4 公表する内容

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容
(例)

対象物名称	所在地	違反内容
〇〇ストア	様似町〇〇△丁目□番地	自動火災報知設備未設置

5 公表の手続き及び方法

様似支署が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもなお、その違反が認められる場合に、様似町の公式ホームページで公表します。

6 公表制度の施行日

平成31年4月1日

お問い合わせ先

日高東部消防組合様似支署 予防係

〒058-0024 北海道様似郡様似町会所町56番地

電話：0146-36-2028 FAX：0146-36-4991